(表面)

第 号

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第19条第 1項から第3項までの規定により立入検査、質問又は集取をする職員の身 分証明書

 写
 官職

 氏名

 年月日生

 年月日発行

農林水産大臣

(裏面)

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(抄) (報告及び検査)

- 第十九条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めると きは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又 はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場そ の他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関 係者に質問させることができる。
- 2 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、 と畜者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該と畜者の事務所、 事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関 係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉の一部を無 償で集取させることができる。
- 3 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、 販売業者若しくは特定料理提供業者に対し、必要な報告をさせ、又はその 職員に当該販売業者若しくは特定料理提供業者の事務所、事業場、店舗そ の他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質 問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を 集取させることができる。ただし、特定牛肉又は特定料理を集取させると きは、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 4 前三項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び集取の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 6 第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。
- 第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 五 第十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚 偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若 しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若し くは虚偽の陳述をした者